



環境トピックス

問い合わせ先 環境課 ☎40-5559



住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を実施します

市では、住宅用太陽光発電システムを設置する市民の方に、費用の一部を補助します。詳細は環境課までお問い合わせください。

補助対象者 補助金の交付を受けられる方は、以下の要件をすべて満たす方です。

- ①市内に居住していること。(実績報告時において居住している場合を含む。)
- ②電灯契約を結んでいる個人であり、市内の住宅(店舗、事務所等との兼用は可とする。)に、システムを設置すること又は建売住宅供給者等から市内にシステム付住宅を購入すること。
- ③設置する住宅が、補助対象者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。
- ④市税の滞納がないこと。

補助金の額 太陽電池の最大出力1kw当たり3万円(上限12万円) 1,000円未満の端数切り捨て

申請受付 5月6日(木)から

申請先 必要書類を添えて、環境課(国分寺庁舎2階)まで申請してください。

注意事項

- ①必ず設置工事の着手前又はシステム付建売住宅の引渡し前に、補助金交付申請をして交付決定を受けてください。交付決定前に工事に着手された場合又は引渡しを受けた場合は補助金の交付が受けられません。システム付建売住宅を購入する場合は、補助金交付決定後に住宅の引渡しを受けることになります。
- ②工事完了日、建売住宅の引渡し日については、次のとおりです。

工事完了日	既築住宅	交付決定日から、3か月以内又は平成23年3月10日のいずれか早い日まで
	新築住宅	交付決定日から、6か月以内又は平成23年3月10日のいずれか早い日まで
建売住宅の引渡し日		交付決定日から、3か月以内又は平成23年3月10日のいずれか早い日まで

- ③実績報告書の提出期限は、システムの工事完了日又はシステム付建売住宅の引渡し完了した日から起算して、30日以内又は平成23年3月23日のいずれか早い日までになります。

スズメバチ駆除費補助制度を実施します

市では、スズメバチの巣を駆除した方に、費用の一部を補助します。詳細は環境課までお問い合わせください。

補助対象者 補助金の交付を受けられる方は、以下の要件をすべて満たす方です。

- ①市内においてスズメバチが営巣している建物又は土地を所有する個人若しくは賃借する個人であること。
- ②駆除業者によりスズメバチの巣を駆除すること。
- ③市税の滞納がないこと。

補助金の額 駆除に要した費用の2分の1(上限1万円) 100円未満の端数切り捨て

申請受付 4月1日(木)から

申請先 駆除後、必要書類を添えて、環境課(国分寺庁舎2階)まで申請してください。